

法律事務取扱規程変更案新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変更案	現行
<p>目次</p> <p>第3章 契約弁護士等が契約に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）との間で、<u>総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)</u>第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて、取扱いの基準に関する事項、契約に違反した場合の措置に関する事項、審査委員会による調査に関する事項、審査委員会における審議の手続に関する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>国選契約弁護士 センターとの間で、支援法第30条第1項第3号に掲げるセンターの業務に関し、国選弁護人、国選付添人又は国選被害者参加弁護士に関する法律事務の取扱いについて契約を締結</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 契約弁護士等が<u>その契約に違反した場合の措置に関する事項</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）<u>が、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)</u>第35条第1項に基づき、<u>センターとの間で、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて、取扱いの基準に関する事項、契約に違反した場合の措置に関する事項、審査委員会による調査に関する事項、審査委員会における審議の手続に関する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>一・二 (同左)</p> <p>(新設)</p>

している弁護士をいう。

四 一般契約弁護士等 センターとの間で、一般契約（センターが、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、次号の勤務契約以外のものをいう。）を締結している弁護士等をいう。

（削る）

五 勤務弁護士等 センターとの間で、勤務契約（センターが、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与の支払を受けて法律事務を取り扱うことを内容とするものをいう。）を締結している弁護士等をいう。

（削る）

（法律事務の取扱いの基準）

第4条 センターは、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準を次のとおり定める。

一～五 （略）

六 契約弁護士等は、事件を受任したとき、国選弁護人若しくは国選付添人に選任されたとき、又は国選被害者参加弁護士に選定されたときは、速やかに法律事務の取扱いに着手し、遅滞なく、これを処理しなければならない。

七～十三 （略）

十四 国選契約弁護士は、被疑者、被告人及び審判に付された少年の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動又は付添活動に努める。

三 一般契約 センターが、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、第五号に規定する勤務契約以外のものをいう。

四 一般契約弁護士等 センターとの間で一般契約を締結している弁護士等をいう。

五 勤務契約 センターが、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与の支払を受けて法律事務を取り扱うものをいう。

六 勤務弁護士等 センターとの間で勤務契約を締結している弁護士等をいう。

（法律事務の取扱いの基準）

第4条 （同左）

一～五 （同左）

六 契約弁護士等は、事件を受任したとき、国選弁護人若しくは国選付添人に選任されたとき、又は国選被害者参加弁護士に選定されたときは、速やかに着手し、遅滞なく法律事務の取扱いをしなければならない。

七～十三 （同左）

十四 契約弁護士（契約弁護士等のうち、国選弁護人又は国選付添人に関する法律事務の取扱いについて契約を締結している弁護士をいう。以下同じ。）は、被疑者、被告人及び審判に付された少年の防御権が保障されていることにかんがみ、

十五 国選契約弁護士は、身体の拘束を受けている被疑者、被告人及び審判に付された少年について、必要な接見及び面会の機会の確保並びに身体拘束からの解放に努める。

十六 国選契約弁護士は、被疑者、被告人及び審判に付された少年に対し、黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い、防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し、必要な対抗措置をとるように努める。

十七 国選契約弁護士は、国選弁護人又は国選付添人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被疑者、被告人、審判に付された少年その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

十八 国選契約弁護士は、国選被害者参加弁護士に選定された事件における刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の34から第316条の38までに規定する行為について、名目のいかんを問わず、被害者参加人その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

十九 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件の相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない。

二十 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

二十一 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動又は付添活動に努める。

十五 契約弁護士は、身体の拘束を受けている被疑者、被告人及び審判に付された少年について、必要な接見及び面会の機会の確保並びに身体拘束からの解放に努める。

十六 契約弁護士は、被疑者、被告人及び審判に付された少年に対し、黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い、防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し、必要な対抗措置をとるように努める。

十七 契約弁護士は、国選弁護人又は国選付添人に選任された事件について、名目のいかんを問わず、被疑者、被告人、審判に付された少年その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

(新設)

十八 (同左)

十九 (同左)

二十 (同左)

二十二 契約弁護士等は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

二十三 契約弁護士等は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

二十四 契約弁護士等は、怠慢により又は不当な目的で、裁判手続を遅延させてはならない。

第3章 契約弁護士等が契約に違反した場合の措置に関する事項
(措置の種類)

第5条 一般契約弁護士等が契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定

二 (略)

2 勤務弁護士等が契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定

二 1年以下の期間の停職

三 1年以下の期間の減給(給与の月額のうち10分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分)

四 (略)

(一般契約弁護士等に対する措置の要件)

第6条 センターは、一般契約弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約を継続することが相当でないときは、前条第1項第1号に掲げる措置をとることができる。

一・二 (略)

2 センターは、一般契約弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約の効力を一定期間停止することが相当なとき

二十一 (同左)

二十二 (同左)

二十三 契約弁護士等は、怠慢により又は不当な目的のため、裁判手続を遅延させてはならない。

第3章 契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置に関する事項
(措置の種類)

第5条 一般契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置は、次の2種類とする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除

二 (同左)

2 勤務弁護士等がその契約に違反した場合の措置は、次の4種類とする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除

二 1年以下の停職

三 減給(1年以下の期間、給付の月額のうち10分の1以下に相当する額を給付から減ずる処分)

四 (同左)

(一般契約弁護士等に対する措置の要件)

第6条 センターは、一般契約弁護士等に次の事由があり、契約を継続することが相当でないときは、前条第1項第1号に規定する措置をとることができる。

一・二 (同左)

2 センターは、一般契約弁護士等に次の事由があり、契約の効力を一定期間停止することが相当なときは、前条第1項第2号に

は、前条第1項第2号に掲げる措置をとることができる。

一・二 (略)

(勤務弁護士等に対する措置の要件)

第7条 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約を継続することが相当でないときは、第5条第2項第1号に掲げる措置をとることができる。

一・二 (略)

2 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、その職務を一定期間停止させること又は減給することが相当なときは、第5条第2項第2号又は第3号に掲げる措置をとることができる。

一～三 (略)

3 センターは、勤務弁護士等に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、注意することが相当なときは、第5条第2項第4号に掲げる措置をとることができる。

一～三 (略)

(理事長による調査等)

第8条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会が支援法第29条第8項第1号に基づいて審査委員会の議決を経ることを要しないものについて一定の定めを置いたときは、その定めに従って審査委員会への付議の要否を判断するために必要な調査をすることができる。

2 理事長は、契約弁護士等に対する措置に関する意見を付するために必要な事項に関して、調査をすることができる。

3 理事長は、地方事務所長その他の適当な職員に前二項の調査をさせ、付議の要否又は措置の当否に関する意見を付して調査結果を報告させることができる。

4 理事長又は前項の調査を命じられた地方

規定する措置をとることができる。

一・二 (同左)

(勤務弁護士等に対する措置の要件)

第7条 センターは、勤務弁護士等に次の事由があり、契約を継続することが相当でないときは、第5条第2項第1号に規定する措置をとることができる。

一・二 (同左)

2 センターは、勤務弁護士等に次の事由があり、その職務を一定期間停止させること又は減給することが相当なときは、第5条第2項第2号又は第3号に規定する措置をとることができる。

一～三 (同左)

3 センターは、勤務弁護士等に次の事由があり、注意することが相当なときは、第5条第2項第4号に規定する措置をとることができる。

一～三 (同左)

(理事長による調査等)

第8条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会が支援法第29条第8項第1号に基づいて審査委員会の議決を経ることを要しないものについて一定の定めを置いたときは、その定めに従って審査委員会への付議の要否を判断するものとする。

2 理事長は、前項に基づく判断を行うために必要と認めるときは、必要な調査を行うことができる。

3 理事長は、前項に基づき、地方事務所長その他適当な職員に調査を行わせ、措置の当否に関する意見を付して調査結果を報告させることができる。

4 地方事務所長は、前項に基づいて調査を

事務所長その他の職員は、前三項の調査を行うときは、当該契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務づけられている法人及びその法人が法律により設立を義務づけられている法人をいう。以下同じ。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 第3項の調査を命じられた地方事務所長その他の職員は、措置を相当とする旨の意見を付して同項に規定する調査結果を理事長に報告したときは、措置の対象となる契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体に対してその旨を通知するものとする。

（契約弁護士等に対する措置に関する付議手続）

第9条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会の議決を経なければならない場合には、措置の当否及び措置を相当とするときにあってはとるべき措置の内容に関する意見を付して、審査委員会の審議に付するものとする。

- 2 前項の場合において、措置を相当とする旨の意見を付して審査委員会の審議に付するときは、理事長は、措置の対象となる契約弁護士等の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめ、その旨を通知するものとする。

（審査委員会による調査等）

第10条 審査委員会は、付議された事項について、必要な調査をすることができる。

- 2 審査委員会は、前項の調査をするときは、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他の団体又は個人に対して、資料の提

行うときは、当該契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務づけられている法人及びその法人が法律により設立を義務づけられている法人をいう。以下同じ。）に対し、調査を依頼し、又は意見を求めることができる。

- 5 地方事務所長は、第3項に基づき、措置を相当とする旨の意見を付して調査結果を理事長に報告するときは、措置の対象となる契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

（付議手続）

第9条 理事長は、契約弁護士等に対する契約に基づく措置に関する事項について、審査委員会の議決を経ることを要すると判断した場合には、措置の当否及び措置を相当とするときにあってはそのとるべき措置の内容に関する意見を付して審査委員会の審議に付するものとする。

- 2 理事長は、前項に基づいて措置を相当とする旨の意見を付して審査委員会の審議に付するときは、措置の対象となる契約弁護士等の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

（審査委員会による調査等）

第10条 審査委員会は、審議に必要と認めるときは、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他必要な調査について協力を依頼し、又は意見を求める

<p>出、<u>意見の開陳、説明</u>その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 <u>審査委員会は、理事長に第1項の調査をさせる</u>ことができる。</p> <p>4 <u>理事長は、地方事務所長その他の職員に前項の調査をさせる</u>ことができる。</p> <p>(措置の通知)</p> <p>第14条 理事長は、審査委員会の議決に基づいて措置をとったときは、<u>当該措置の対象となった契約弁護士等、当該契約弁護士等が所属する弁護士会又は司法書士会その他の隣接法律専門職者団体に対応するセンターの地方事務所長、当該契約弁護士等が所属する弁護士会及び日本弁護士連合会又は司法書士会及び日本司法書士会連合会その他の隣接法律専門職者団体</u>に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第15条 理事長は、この規程を変更する場合には、変更の内容及び理由を付して審査委員会の審議に付するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>ことができる。</p> <p>2 <u>審査委員会は、前項に基づき、理事長に対して必要な調査等を求める</u>ことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(措置の通知)</p> <p>第14条 理事長は、審査委員会の議決に基づいて措置をとったときは、<u>措置の対象となった契約弁護士等の所属する日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会</u>その他隣接法律専門職者団体に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第15条 理事長は、この規程を変更する場合には、変更の内容及び理由を付して審査委員会の審議に付するものとする。</p> <p>2 <u>第10条から第12条まで並びに第13条第1項及び第2項の規定は、前項に基づく審議について準用する。</u></p>
---	--